

セーリングスピリッツ級 クラス規則



Sailing Spirits

2025 年 9 月 21 日改正

発行 セーリングスピリッツ協会

第Ⅰ部－管理

A 節－全般

A. 1	ワールドセーリング規則	3
A. 2	クラス規則の変更	3
A. 3	クラス規則の改正	3
A. 4	艇体番号	3
A. 5	セール番号	3
A. 6	計測証明書	3

B 節－艇の参加資格

B. 1	クラス規則と登録	4
------	----------------	---

第Ⅱ部－要件と制限

C 節－レースでの条件

C. 1	全般	4
C. 2	乗員	4
C. 3	個人用装備	5
C. 4	広告	5
C. 5	携帯装備品	5
C. 6	艇	6

D 節－艇

D. 1	全般	7
D. 2	艇	8
D. 3	センターボード	9
D. 4	ラダー・ブレード	9
D. 5	ティラー	9
D. 6	マスト	10
D. 7	ブーム	10
D. 8	バウポール	10
D. 9	リギン	10
D. 10	セール	11

第 I 部 ― 管理

A 節 ― 全般

A. 1 ワールドセーリング規則

- A. 1. 1 この**クラス規則**は、ERS 現行版とともに読まなければならない。
- A. 1. 2 表題で用いられている場合を除き、用語が「**太字体**」で示されている場合、セーリング装備規則（ERS）中の定義が適用され、「**斜字体**」で示されている場合、セーリング競技規則（RRS）中の定義が適用される。

A. 2 クラス規則の変更

- A. 2. 1 セーリングスピリッツ協会の同意を得た場合のみ、レース公示と帆走指示書で**クラス規則**を変更することができる。

A. 3 クラス規則の改正

- A. 3. 1 **クラス規則**の改正はセーリングスピリッツ協会の競技委員会がその内容を検討し、役員会の承認を得て行う。変更が協会として重大な内容を含む場合には、総会の承認を得て行う。

A. 4 艇体番号

- A. 4. 1 全ての艇体は登録しなければならない。艇体登録名簿に記載し、艇体番号を割り当てる。
- A. 4. 2 艇体番号を記した艇体番号シールは協会から発行され、艇体のスターボード側スターン内側に貼り付けなければならない。
- A. 4. 3 艇体番号は 101 番から申し込み順に割り当てる。ただし、1 番から 97 番のうち日本セーリング連盟加盟団体から希望があればその所属する都道府県に割り当てられている国民スポーツ大会都道府県番号に該当する番号および 50 を加えた番号を与える。

A. 5 セール番号

- A. 5. 1 艇体番号と同一の番号を交付する。

A. 6 計測証明書

- A. 6. 1 計測証明書は発行しない。

B 節 — 艇の参加資格

レースに参加する艇は、この節の規則に従っていなければならない。

B.1 クラス規則と登録

B.1.1 艇は次でなければならない。

- (a) クラス規則に従っていること。
- (b) 艇体は購入時に登録され、艇体番号シールがスターボード側スターン内側に貼り付けてあること。
- (c) 艇体は年登録され、年登録シールが艇体のポート側スターン内側に貼り付けてあること。
- (d) セールは購入時に登録され、ロイヤリティータグが貼り付けてあること。

第Ⅱ部 — 要件と制限

第Ⅱ部の規則は、クローズド・クラス規則である。

C 節 — レースでの条件

C.1 全般

C.1.1 規則

- (a) RRS の規則を下記に修正して適用するものとする。
 - (1) コース全域で明らかに平均風速が 10 ノットを超える場合、レース委員会は RRS 付則 P5 に従いパンピング、ロッキング、ウーチングを許可する信号を発することができる。これは RRS 42.2 (a)、RRS 42.2 (b)、RRS 42.2 (c) を変更している。
 - (2) トラピーズ・システムを使用することができる。これは RRS49.1 を変更している。
- (b) クラス規則 C.1.1 を適用しない場合はレース公示（実施要項）又は帆走指示書に「クラス規則 C.1.1(a)(1) または C.1.1(a)(2) を適用しない。」と記載する。

C.2 乗員

C.2.1 制限

- (a) 乗員は 2 人とする。
- (b) 乗員メンバーは、レース委員会により許可された場合を除き、大会期間中交替してはならない。
- (c) トラピーズ・システムは、常に 1 人の乗員メンバーが使用するものでなければいけない。トラピーズを使用する乗員は、偶発的移動や操船の状況にある場

合を除き、常に艇体と接触していなければならない。

C.2.2 会員

- (a) レースに参加する乗員は公益財団法人日本セーリング連盟のメンバーでなければならない。

C.3 個人用装備

C.3.1 必須

- (a) 個人用浮揚用具

艇は、それぞれの乗員メンバーに対して最低規格 ISO 12402-5、または USCG Type または AS4758 LEVEL50 または同等の個人用浮揚用具を備えていなければならない。膨張式ライフ・ジャケットは認められない。

C.3.2 任意

- (a) トラピース・ハーネス

重量は、RRS 付則 H 現行規則に従って測定して、3 kg を超えてはならない。

- (b) 電子式または機械式のタイミング装置

コンパス機能は具備していてもよいが、その他の機能を持ったものは認められない。

- (c) 心拍計

心拍計以外の機能を持ったものは認められない。

C.3.3 合計重量

- (a) RRS 50.1 (b) に従い、トラピース・ハーネスと膝下に着用する衣類（履き物を含む）を除き、着用した個人用装備の合計重量は、RRS 付則 H 現行規則に従って測定し、9 kg を超えてはならない。

C.4 広告

C.4.1 制限

- (a) 広告は、「ワールドセーリング広告規定」に従ってのみ表示するものとする。
「ワールドセーリング規定 20」参照。

C.5 携帯装備品

C.5.1 必須

- (a) 曳航用ロープ

直径 7 mm 以上、長さ 10 m 以上の十分な強度を持った一本の合繊製で浮くタイプのもの。それらは片方の端を艇に取り付けなければならない。

C.5.2 任意

- (a) ハンド・ベラーまたはバケツ 1 個
- (b) コンパス 2 個以下およびコンパスを取り付けるための装備
- (c) 工具およびブロック、シャックル、ロープなどの予備品

- (d) マストトップに取り付ける安全対策のための浮力体
- (e) アンカー、アンカーロープ
- (f) パドル
- (g) 法律で定められた安全のための備品等
- (h) 上記の(e) (f) (g)を取り付けるためのアイや金具をそれぞれ 2 個まで

C. 6 艇

C. 6. 1 制限

- (a) セーリングスピリッツ級のレースは、協会により製造を許可されたビルダーが協会に登録された建造仕様図書にしたがって製造した艇体、装備、**艀装品**、**スパー**、**セール**、バテンのみを用い、**クラス規則**に従って行われるものとする。
- (b) シリーズのレースでは、最初のレースで使用した艇体、装備、**艀装品**、**スパー**、**セール**、バテンを最後まで使用しなければならない。ただし、破損および紛失によりレース委員会から許可された場合を除く。
- (c) レース中は、メインセール 1 枚、ジブ 1 枚、ジェネカー 1 枚を超えて積み込んではいない。
- (d) どの材質の**セール**を組合せて使用してもよい。

C. 6. 2 識別

- (a) メインセール
 - (1) ダクロンセールのセール番号は単色のものを、計測図 2 で示すようにメインセールの第 3 バテンをはさんでスターボード側を上、に、重ならないように両面に表示する。
 - (2) マイラーセールのセール番号は単色のものを、計測図 2-2 で示すようにメインセールの第 5 バテンをはさんでスターボード側を上、に、重ならないように両面に表示する。
 - (3) セール番号および艇体番号の双方の艇体が年登録してある場合には組合せを変えてレースに参加できる。
ただし、各都道府県連盟に艇体登録時に交付された 1 番から 47 番および 51 番から 97 番までのセール番号については、そのセール番号を都道府県または都道府県連盟の代表としてレースに出場する年登録された他の艇体に使用してもよい。その際、当該セール番号の艇体の年登録は必要としない。
- (b) ジェネカー
メインセールと同じセール番号を表示してもよい。表示する場合は、メインセールのセール番号と同じ大きさで単色のものをジェネカーの真ん中付近にスターボード側を上、に、重ならないように両面に表示する。

D 節 一 艇

D. 1 全般

D. 1. 1 建造

- (a) 協会により建造を許可されたビルダーは、協会に登録された建造仕様図書にしたがって艇体、装備、**艀装品**、**スパー**、**セール**、バテンを製造しなければならない。
- (b) 協会は任意に、計測委員長または指名した計測員をビルダーに派遣して検査をすることが出来る。
- (c) 建造仕様図書に逸脱して製造し、協会からの改善命令に従わない場合は建造許可を取り消すことがある。建造仕様図書に逸脱して出荷されたヨットはビルダーの責任において修正または交換されなければならない。
- (d) **スパー**、**セール**、バテン、**センターボード**、**ラダー**、**艀装品**や装備の取り付け位置は、計測図に合致していなければならない。計測における許容誤差とは、建造時に必要となる許容誤差を意味し、設計を変更するためのものではない。許されているもの以外で特に示していない部分の公差は $\pm 15 \text{ mm}$ である。

D. 1. 2 計測

- (a) **艇**を計測に合致するよう維持するのは所有者の義務である。
- (b) 本規則で特別に認められる変更以外、ビルダーから供給される艇体の形状、構造、装備、装備の種類、**艀装品**の種類、**艀装品**の取り付け位置、**スパー**、**セール**およびバテンに、修理を除きいかなる追加、あるいは変更を加えてはならない。
- (c) 計測の方法はセーリング装備規則（ERS）による。艇体はその艇が建造されたときの規則により計測される。**セール**、**艀装品**、**センターボード**、**ラダー**、**スパー**類および**リギン**は現行規則で計測される。

D. 1. 3 修理およびメンテナンス

- (a) ハル、デッキ、**センターボード**、**ラダー**、マスト、ブームあるいは**艀装品**や取り付け部品に破損を生じた場合、修理あるいは予備的メンテナンスは、その修理等がそのものの本質的な形状、特性あるいは機能に影響を与えないもので、これらのルールに違反しなければ行ってもよい。
- (b) 全ての**艀装品**あるいは本規則によって認められ取り替えられた**艀装品**が破損した場合、オリジナル**艀装品**または同等の交換部品と取り替えてもよい。**艀装品**は別紙リストのとおりである。

D. 1. 4 艀装品

- (a) ビルダーからの出荷時に取り付けてある**艀装品**の位置は変更してはならない。ロープ類の材質・径・長さは自由とする。
- (b) ブロックの交換について制限をしない。
- (c) テークルに関しては、“ D. 7. 1(c)、D. 7. 1(d)、D. 9. 3(b)、D. 9. 3(d)、D. 9. 3(e)”

に示しているもの以外は変更してはならない。

- (d) 標準装備のカムに使用しているフェアリード／アイストラップは何に変更してもよい。
- (e) 厚さ 4 mm を超えない滑り止め材、テープおよび低摩擦材料は、当該部分の剛性をこえない限り、艇のどこにでもつけてよい。
- (f) いかなる部位にも摩擦保護のための保護材を取り付けてもよい。その材質および大きさは自由とする。
- (g) あらゆる目的で、ショックコードおよびショックコードを保持するためのプラスチックフック、シンブルまたはリング等とその取り付け用ロープを使用してもよい。
- (h) すべてのロープにエンドボールを取り付けてもよい。寸法、材質、数は自由とする。
- (i) 糸、リボンの風見、テルテールはどこに取り付けてもよい。

D. 2 艇体

D. 2. 1 識別

- (a) 艇体にはスターボード側スターン内側に艇体番号シールを貼り付けていなければならない。

D. 2. 2 仕上げ

- (a) ハルの境界層の性質を変化させる可能性のある緩慢溶解剤の使用は禁止する。ただし、ワックスをかけたり、磨いたりしてもよい。しかし、艇を軽くしたり性能・形を変化させたりするための仕上げ直しは禁止する。

D. 2. 3 艀装品

- (a) インスペクションハッチは外径直径 150 mm 以下のねじ込み式で水密のものをデッキあるいはコクピット内に取り付けてもよいが、増設は修理に必要なものに限る。
- (b) 収納バッグは新たに取り付け金具等を設置しない限り自由に取り付けてもよい。
- (c) バウポール固定ブラケットの前にジェネカーの巻き込み防止用の部品を取り付けてもよい。その材質、取り付け方は任意とする。
- (d) バング用ロープを保持するためにプラスチックフック、シンブルまたはリング等とその取り付け用ロープを両サイドのガンネル部に取り付けてもよい。ただし、新たに穴を開けてはいけない。
- (e) ジェネカーバッグの寸法・材質は自由とする。
- (f) ハイキングストラップは、伸縮性のない、いかなるものに交換してもよい。また、パッドを取り付けてもよい。

- (g) ハイキングストラップのロープをコクピットフロアのアイに結びつける長さを調節してもよい。
- (h) フットストラップは両舷の許可された範囲の位置に 2 個まで取り付けてもよい。
- (i) **トラピーズ**に付けたショックコードを保持するためにプラスチックフック、シンブルまたはリング等とその取り付け用ロープを両サイドのガンネル部に取り付けてもよい。ただし、新たに穴を開けてはいけない。
- (j) ヘッドステイ、リギンアジャスターなどの取付け部へスペーサーなどを入れて「がた止め」をしてもよい。材質についても制限しない。
- (k) ジブシートカムの高さおよび角度を調節するためのスペーサーを取り付けてもよい。その際、カムの取り付けねじを変更してもよい。
- (l) ジブに一本のセルフタックロープを取り付けてもよい。このロープの種類、長さは自由とする。

D. 3 センターボード

D. 3. 1 仕上げ

- (a) オリジナルの形・厚み・断面形を変えない限り、表面をサンドペーパーで仕上げ直してもよい。

D. 3. 2 艀装品

- (a) 抜け落ち防止のためにストッパー等を取付けなければならない。その材質および取り付け方は自由とする。
- (b) 引き上げ用のロープ製のハンドルを取り付けてもよい。
- (c) 流失防止のために各 1 本のロープを上部と艇体に結びつけてもよい。

D. 4 ラダー・ブレード

D. 4. 1 仕上げ

- (a) オリジナルの形・厚み・断面形を変えない限り、表面をサンドペーパーで仕上げ直してもよい。

D. 4. 2 艀装品

- (a) 引き上げ用のロープ製のハンドルを取り付けてもよい。
- (b) 流失防止のために各 1 本のロープを上部と艇体に結びつけてもよい。

D. 5 ティラー

D. 5. 1 材質

- (a) ティラーエクステンションは長さ材質とも自由とする。

D.6 マスト

D.6.1 艀装品

- (a) マストトップに風見を 1 個取り付けてもよい。

D.7 ブーム

D.7.1 艀装品

- (a) メインシートのたれ止めは、ブームに穴を開けない限り使用してもよい。方法は問わない。
- (b) セールをセッティングするためのブームタイの使用は任意とする。
- (c) ブームバンク
 - (1) マストステップとブームへの取り付け位置を変えない限り、取り回しは自由とする。
 - (2) マストステップとブームへのブロックの取り付けにシャックルをそれぞれ 1 個使用してもよい。
- (d) トラベラーは 1 本または 2 本のロープのみを使用し、その長さを調節してもよいが 2 本使用する場合は左右から 1 本ずつ使用しブロックに結ぶものとする。

D.8 バウポール

D.8.1 制限

- (a) 帆走時にその長さがバウ先端より 1350 mm 以上出てはいけない。
- (b) バウポールの先端より 1350 mm から始まる幅 2 cm の内側リミットマーク（何色でもよい）を表示しなければならない。

D.9 リギン

D.9.1 材質

- (a) ランニングリギンの材質は任意とする。
- (b) トラピースワイヤ、ハンドル、リング等一式は何を使ってもよい。

D.9.2 構造

- (a) マスト内に浮力体を挿入するためにハリヤードを外付けにしてもよい。

D.9.3 艀装品

- (a) メインシート
 - (1) メインシートの一端を次にあげる部位のうちの一つを用いて取り付け、トラベラーとブーム全てのブロックを通して艇内に導かれなければならない。
 - ・ブームエンドのブロック
 - ・ブームエンドのブロックのベケ
 - ・ブームエンドのアイのさらに外側（スターン側）に追加で取り付けてもよいアイ

- ・ブームエンドのアイのさらに外側（スターン側）に開けてもよい穴を通してメインシートアンダーブロックを使用してもよい。
- (2) メインシートアンダーブロックを使用しない場合は、艇体からブロックを取りはずしてもよいし、そのブロックをブームに付いているブロックと交換して使ってもよい。
- (3) ブームへのブロックの取り付けにシャックルを 1 個ずつ使用してもよい。
- (b) ジブシート
 - (1) ジブセールのクリューボードからターニングブロックを通して、ロープガイドからジブシートカムにリードされる。
 - (2) クリューボードへの取り付けは、クリューボードのどの取り付け孔を使用してもよいが、レース中に、取り付け位置を変更してはならない。
 - (3) テークルは、最大 1/2 とする。テークルはクリューボードとターニングブロックの間とする。その際にはブロックとそのブロックを取り付けるための金具等を使用してもよい。
- (c) ジェネカーシート

ジェネカーにシートを取り付ける場合、細い補助ロープを使用してもよい。
- (d) カニンガム

マスト下部からコックピットのカムクリートにリードされるがリード方は変更してもよい。テークルは 1/8 までにしてもよいが、新たにクリートを取り付けてはいけない。
- (e) アウトホールライン
 - (1) ブームの後端を通り、セールのクリューを通してブームエンドに縛り付ける。
 - (2) 一方のエンドはブーム前方のクリートにリードする。
 - (3) セールのクリューからの折り返しについては 1 個のブロックとそれを取り付けるためのシャックルを使ってもよい。

D. 10 セール

D. 10. 1 クラスマーク

(a) ダクロンセール

クラスマークは計測図 1 とする。色は黒色とし、計測図 2 で示す位置にメインセールの第 2 バテンより下で第 3 バテンより 450 mm 以上上で、かつリーチから 500 mm 以上離れた位置にスターボード側を上、重ならないように両面に表示する。

(b) マイラーセール

クラスマークは計測図 1 とする。色はメーカー指定色とし、計測図 2-2 で

示す位置にメインセールの第 3 バテンより下で第 4 バテンより 150 mm 以上上で、かつリーチから 550 mm 以上離れた位置にスターボード側のみ表示する。

D. 10.2 バテン

(a) ダクロンセール

長さ、断面が同じであれば同等品を使ってもよい。

(b) マイラーセール

専用の指定されたバテンを使用する。ただし長さは任意とし、カットして使ってもよい。

《施行》

2000年4月1日制定

2001年4月1日改正

2001年8月13日改正

2002年3月31日改正

2004年4月1日改正

2006年7月1日改正

2008年7月1日改正

2010年4月1日改正

2012年6月1日改正

2012年8月20日改正

2013年5月1日改正

2018年6月1日改正

2019年4月1日改正

2021年4月1日改正

2021年9月1日改正

2023年1月1日改正

2024年4月1日改正（セーリングスピリッツ級協会規則のセーリングスピリッツ協会会則への改正に伴って、クラスルールに関わる条文をクラス規則として分離して改正。）

2025年9月21日改正